

さつま町移住定住促進補助金

期間限定事業
令和11年3月31日までに
「事前承認」を受けた方

～さつま町に住宅を建設または購入し 定住される方を支援します！～

【補助対象者】定住のため、さつま町に住宅を取得し、次の①又は②のいずれかに該当し、補助要件を満たす方

- ① さつま町外から転入し住民登録を行う方
- ② さつま町に住民登録し、居住されている方
(町内転居・建替えの方も可)

補助要件

- ・ さつま町に居住し、町内の公民会に加入すること
- ・ 町税等の滞納がないこと
- ・ 不動産(建物)の表示、所有権保存又は所有権移転を行うこと

【補助金基本額】

建設

事由	補助金限度額		
	甲地域	乙地域	丙地域
町外からの転入	200万円		
甲地域からの転居・建替え	30万円	40万円	50万円
乙地域からの転居・建替え	30万円	30万円	50万円
丙地域からの転居・建替え	30万円	30万円	30万円

補助率:事業費の30%以内

【補助金基本額】

購入

事由	補助金限度額			
	甲地域	乙地域	丙地域	
築5年未満	町外から転入 (増)	160万円→200万円		
	甲地域から転居	20万円	30万円	40万円
	乙地域から転居	20万円	20万円	40万円
	丙地域から転居	20万円	20万円	20万円
築5年以上 15年未満	町外から転入 (増)	120万円→150万円		
	甲地域から転居	15万円	25万円	35万円
	乙地域から転居	15万円	15万円	35万円
	丙地域から転居	15万円	15万円	15万円
築15年 以上	町外から転入 (増)	80万円→100万円		
	甲地域から転居	10万円	20万円	30万円
	乙地域から転居	10万円	10万円	30万円
	丙地域から転居	10万円	10万円	10万円

補助率:取得費の30%以内

【加算金】

建設

購入

加算の種類	加算要件	加算額	建設	購入
子育て加算	補助金交付申請日において、中学生以下の子供がいる世帯(全地域対象) (増)	1人につき10万円 ↓ 30万円	○	○
住宅団地加算 (地盤改良工事も対象)	町及び町土地開発公社が販売する宅地を購入して住宅建設を行う場合	40万円 (地盤改良工事は、実費額)	○	×
空き家リフォーム加算	50万円以上のリフォーム費用(補助率 費用の20%以内) (リフォームの内容は裏面のとおり)	転入者 上限100万円 転居者 上限50万円	×	○
町内業者加算	町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者が施工する場合(補助率 工事費の50%以内)	上限 20万円	○	○

令和8年度から新設!

※ 住宅団地加算には、財政課が管理する普通財産の宅地も含まれます。

(増) ...令和8年度から増額した補助金

【地域区分】

区分	区公民館名
甲地域	宮之城屋地区、虎居区、船木区
乙地域	時吉区、佐志区、山崎区、柏原区
丙地域	湯田区、二渡区、久富木区、平川区、白男川区、柘野区、泊野区、鶴田区、神子区、紫尾区、求名区、中津川区、永野区

※ 補助金は、人口の分布や交通の利便性、生活環境の利便性等を考慮し、町を3つの地域に分けています。

※ 直近の住所地の取り扱いは、事業計画書の提出日から起算して1年前の住所地とします。ただし、令和8年4月1日以降の転出又は丙地域から甲地域、乙地域へ転居若しくは乙地域から甲地域へ転居した場合は、令和8年4月1日の住所地とします。

【補助金の支給期間】住宅建設・住宅購入共通

事由	1年目 (住宅を取得した年度)	2年目	3年目
色の地域に 住宅を取得した場合	補助金基本額の50% +各種加算額全額	補助金基本額の25%	補助金基本額の25%

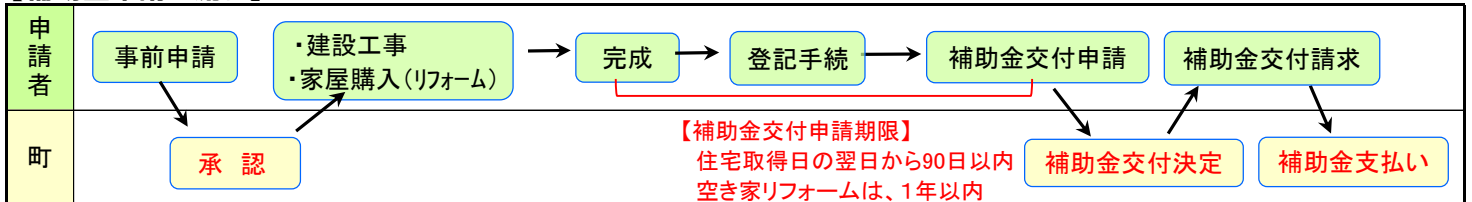
色の地域以外に住所を取得した場合は、1年目(住宅を取得した年度)に全額支給します。

空き家リフォーム工事の内容

	工 事 等	内 容
1	屋根等の改修	①瓦等の葺替え、下地修繕・補修、仮設足場 ②瓦等の塗替え ③防水改修(塗膜防水等)
2	外壁等の改修	①外壁材の張替え、モルタル塗替え、下地修繕・補修 ②塗装塗替え、仮設足場 ③玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
3	内部床等の改修	①床・畳・シート張替え、下地板・根太等修繕・補修 ②屋内の段差解消・床の嵩上げ等の改修・修繕 ③フローリング化、畳(床板)から床板(畳)などへの張替え ④床断熱改修
4	内部天井・壁等の改修	①天井材の張替え、下地補修・天井塗装の塗替え ②壁材の張替え、下地補修、塗壁・壁紙・合板張替え等の模様替え ③内外建具・ガラス取替え及び設置 ④天井・壁の断熱改修
5	廊下・階段等の改修	①廊下・階段の幅拡幅改修 ②手すり等の改修・模様替え ③階段昇降機の設置・改修
6	居室等の改築、間取りの変更等の改修	①居室等の改修に伴う増築・改築 ②台所の改修・模様替え ③便所・浴室・洗面所等の改修・模様替え
7	簡易耐震改修(部分的な改修を含み耐震性が向上するもの)	①壁の補強又は補強壁の設置(各階各方向) ②構造耐力上主要な部分の接合金物の設置 ③火打ち梁等の設置 ④上記①～③までのほか耐震性の向上が認められるもの
8	電気・給排水の設備	①上記の1～7までの工事に関連する電気・給排水工事 ②火災防止のための老朽化した電気配線及びコンセント取替工事 ③住宅用火災警報器の新設、取替え

- 無償譲渡された空き家であっても、空き家リフォームの対象となります。
- 建物の登記は、申請者本人に所有権移転する必要があります。
- 事前承認申請及び補助金交付申請書には、工事請負契約書及び工事明細書の添付が必要となります。
- 建設(新築)の補助金の交付申請期限は、住宅取得日の翌日から90日以内、空き家リフォーム補助金は1年以内となります。

【補助金申請の流れ】



【補助金の返還】

- ① 虚偽の申請をした場合 **全額**
- ② 補助金の申請日から3年以内にさつま町から転出した場合 **半額**
- ③ 補助金の申請日から3年以内に補助対象住宅を他者へ譲渡した場合 **全額**

【お問い合わせ先】 さつま町役場 産業・定住支援室 移住定住係

電話 : 0996-26-1823(直通) FAX : 0996-52-3514

メール : pr-teijyuu@satsuma-net.jp

住所 : 〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2

補助金の詳細な内容や申請様式は、町のホームページにも掲載しております。



移住定住促進補助金